

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

1. 特記仕様書記載例

- (1) 調達検討資材を含む対象工事において、特記仕様書に本運用の対象であることを記載するものとする。

既契約工事においては、特記仕様書記載例により受注者に指示を行うこととし、調達検討資材は受発注者間で協議の上、設定すること。

- (2) 単価適用年月、単価適用地区については、入札時の設計条件を明示する。

- (3) 設計数量については、設計図書（数量総括表や図面等）に記載された数量を明示することを基本とする。

なお、設計図書に数量が明示されていない資材については、関連する資材から、一般的な換算値を用いて算出し明示するものとする。

（例：塗料用シンナーについて、使用する塗料の標準的な希釈率を基に算出）

2. 妥当性の確認方法

- (1) 調達検討資材の代替資材を調達した場合

調達検討資材の入手見込みが無い場合、受注者は調達可能な代替資材を複数検討し、それらの見積を徴収し、監督職員にその見積書及び協議書（打合せ簿）を提出した上でと協議する。

監督職員は経済性及び工期等を総合的に判断し、代替資材を決定する。

受注者は決定した代替資材において、他2社以上の見積を徴収し、監督職員にその見積書及び協議書（打合せ簿）を提出する。ただし、これらの見積において「対応不可」「見積不可」等の辞退書が提出され、見積が1社であってもよいものとする。その場合は辞退書を提出すること。

徴収した見積のうち、最も経済性に優れる価格を設計変更に用いる価格とする。

- (2) 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合

見積参考図書及び特記仕様書に調達先及び運搬距離等が記載されているものにおいて、設計で想定している調達先で資材を調達できない場合、受注者は監督職員に申し出るものとする。

監督職員は設計で想定している調達先で資材を調達できないことを問い合わせる。

設計で想定している調達先で資材を調達できないことを確認できた場合、その旨を受注者に伝える。

受注者は設計で想定している調達先以外の調達先の見積を3社以上徴収し、監督職員にその見積書及び協議書（打合せ簿）を提出する。ただし、これらの見積において「対応不可」「見積不可」等の辞退書が提出され、見積が1社であってもよいものとする。その場合は辞退書を提出すること。

徴収した見積のうち、最も経済性に優れる価格を設計変更に用いる価格とする。

(3) 調達検討資材を調達した場合

調達検討資材において、調達予定金額が設計単価よりも高いと想定される場合、受注者は調達予定先も含めた3社以上の見積を徴収し、監督職員に協議書（打合せ簿）及び見積書を提出する。ただし、これらの見積において「対応不可」「見積不可」等の辞退書が提出され、見積が1社であってもよいものとする。その場合は辞退書を提出すること。

徴収した見積のうち、最も経済性に優れる価格を設計変更に用いる価格とする。

3. 積算方法

(1) 設計変更は、精算変更時（指定部分がある場合には、その指定部分の精算変更時）に行うことを基本とする。

(2) 設計変更を行う対象数量の考え方は以下のとおりとする。ただし、既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量<設計図書の数量	→ 設計変更不可。
設計図書の数量≤証明数量≤設計数量	→ 設計変更可。対象数量は証明数量
設計数量<証明数量	→ 設計変更可。対象数量は設計数量

注）設計図書の数量：設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量※

設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）

証明数量：受注者から証明された数量

※精算変更見込み数量を考慮すること。

換算値などを用いて明示した調達数量については、受発注者間で合意した換算値等や実際の使用量などを基に、受発注者間で協議して最終的な設計数量を決定すること。

(3) 設計変更に用いる単価は、「2. 妥当性の確認方法」のとおりとし、受注者は納品後に納品書等の証明書類を発注者に提出する。

(4) 別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。

材料費が個別に設定されている場合は、実際の購入価格に入れ替えて設計変更を行うこと。

土木工事標準単価など材料費が分離できない場合は、調達検討資材の当初入札時点での実勢価格と実際の購入価格の差分を計上して設計変更を行うこと。

(5) 本通知に基づく設計変更内容は、工事請負契約書第26条（スライド条項）の対象外とする。

4. 工期

設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。

5. 適用

令和8年8月1日以降の単価適用年月日を用いて積算業務に着手する工事から適用する。

なお、令和8年7月31日以前の単価適用年月日により契約した工事については、受発注者間で協議が整ったものから適用することとする。